

## 取り組みの経過

近年のグローバル経済の進展、国際交流の活発化に伴い、我が国に在留する外国人は年々増加しています。日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人についても等しく基本的人権の享有を保障しています。

我が国で働く外国人は増加傾向にあります。一方で、不安定な雇用や、社会保険への未加入、不十分な日本語習得など多くの問題が発生したり、言葉や習慣、文化などの違いによる理解不足などから、外国人に対する偏見や差別が生じています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが公然と行われているという問題も発生し、歴史的経緯から日本で生活することになった在日韓国・朝鮮人への理解はまだ十分に進んでいるとはいえません。

そのような差別的言動の解消をめざして平成28(2016)年6月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が施行されました。

## 【国の主な動き】

昭和26(1951)年	「出入国管理及び難民認定法」施行
昭和27(1952)年	「外国人登録法」施行
平成24(2012)年	「住民基本台帳法の一部を改正する法律」(外国人登録法の廃止)施行 「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」施行
平成28(2016)年	「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」施行
平成29(2017)年	「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(技能実習法)」施行
令和元(2019)年	「日本語教育の推進に関する法律」施行

## 現状と課題

異なる習慣や文化、考え方を理解し、互いの人権を尊重し外国人も地域を担う住民の一人として、安心して生活できる共生社会の構築が必要です。

## 施策の方向性

### ① 多文化共生社会の構築

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	日本人住民と外国人住民との間に情報格差が生じないように「言葉の壁」を取り除き、外国人住民が適切に情報を受け取れる環境の構築に向け取り組みを進めます。	市民協働ふれあい課

### ② 外国人の人権に関する啓発

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	外国人が、言葉や文化、生活習慣の違いから生じる誤解や偏見によって、地域生活、労働、教育といった様々な分野で不利益を被ることがないように、日本人住民と外国人住民との交流活動を通じて、協力しあえるような意識づくりに努めます。	市民協働ふれあい課

### ③ 外国人に対する相談支援

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	外国人の様々な相談に対応できるよう、関係団体などとの連携を強化し、相談機能の充実を図ります。	市民協働ふれあい課
2	外国人が、安心して妊娠・出産・育児ができるよう、外国語版の母子健康手帳の交付や、マタニティスクールや乳幼児健康診査などに通訳ボランティアの派遣を実施するなど、子育て支援サービスの情報提供及び相談・参加しやすい環境を整えます。	健康増進課

### ④ 学校教育における支援

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	日本語の理解に支援が必要な帰国・渡日してきた児童・生徒に対して、授業に入り、内容の通訳を行う海外帰国児童生徒適応学級事業などにより、学校教育におけるサポートを推進します。	学校教育課

### ⑤ 国際理解教育の充実

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	姉妹都市ウィーン市13区ヒーティングとの国際交流事業を通じて、国際的視野を広め、豊かな国際感覚を身につけられるよう努めます。	市民協働ふれあい課
2	小・中学生の海外派遣及び外国人英語指導助手の採用などを通じて、国際理解教育を推進します。	学校教育課

⑥ 民間国際交流団体などの交流事業への支援

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	国際交流ボランティアサークルなどに対して、引き続き支援を行います。	市民協働ふれあい課

⑦ 適正な雇用の確保

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	外国人労働者が適正に雇用されるよう、国や大阪府と連携を図りながら企業・事業所に働きかけを行います。	産業振興課